

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第 4 条第 6 項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令案について

平成 23 年 8 月
環境省自然環境局

1 省令の趣旨

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 4 条第 6 項において、市町村が作成する地域連携保全活動計画に記載する事項に国立公園等における許可又は届出等を要する行為が含まれる場合は、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。

本省令は、この環境大臣に協議する際に必要な事項を定めるものである。

2 省令の内容

環境大臣への協議書に以下の書類等を添えて提出するものとする。

地域連携保全活動計画書

法第 4 条第 6 項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を明らかにした書類

その他環境大臣が必要と認める書類又は図面

3 施行期日

法の施行期日（平成 23 年 10 月 1 日）